

一般社団法人 恵迪寮同窓会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人恵迪寮同窓会（以下、当法人という）の定款第6条に定める正会員及び寮生会員並びに賛助会員が支払う会費等に関する必要事項を定める。

(会費)

第2条 定款第11条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

年額 3,000円

(2) 寮生会員

無料とする。

(3) 賛助会員

年額（一口） 2,000円

(会費の納入)

第3条 当法人に入会した正会員は、その事業年度の会費を当法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員は、毎事業年度の会費として、当該年度末までに当法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員及び寮生会員で30,000円を一時に納入した者は、終身会員となりその後の会費納入義務が消滅するものとする。

4 会費納入義務が消滅した終身会員は、運営支援金を納入することを妨げない。

(資格喪失に伴う会費納入義務等)

第4条 正会員及び賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 当法人は、正会員及び賛助会員が、当該事業年度において納入した会費については、これを還付しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、会費の金額、納期、減免に関する事項については総会の決議により行い、その他の事項については理事会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成30年4月14日から施行する。